

岐阜県公報

目次

告示

- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し
有害興行の指定
道路の区域変更
道路の供用開始
保安林の指定

公示

- 特定非営利活動法人の設立認証申請
大規模小売店舗の新設の届出に関する件
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
土地改良事業の施行同意
公共測量の終了

(税務課) 五五五^{ページ}

(男女参画青少年課) 五五五

(道路維持課) 五五六

(同) 五五六

(郡上農林事務所) 五五七

(環境生活政策課) 五五七

(商業流通課) 五五八

(同) 五五八

(農地計画課) 五五九

(用地課) 五五九

告示

岐阜県告示第四百六十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
高山石油販売株式会社	荒川 正弘	高山市桐生町一丁目一八番地	平成二二・七・二九

岐阜県告示第四百六十三号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等級	配給会社名等
映画	淫乱ワナース パイプの治療 監禁玩具 わいせつ狩り	オービー映画	オービー映画

スケッチ人	岡も夜も務中	オーピー映画
セクハラ女上司	ペンスト性感責め	オーピー映画

2 指定年月日
平成22年8月27日

3 指定理由
著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年八月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
越原線	付知線	加茂郡東白川村越原字都加太地一五六四番一地从り	九〇	九〇	（メートル）	（メートル）	
			一五六〇番一地从り	一四〇			

岐阜県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年八月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路

維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日）
越原線	付知線	加茂郡東白川村越原字都加太地一五六四番一地从り	（メートル）	平成三・八・二七	平成三・八・二七
		同郡同村同字同一五六〇番一地从り	（メートル）	平成三・八・二七	平成三・八・二七

岐阜県告示第四百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年八月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日）
可児線	金山線	加茂郡七宗町神淵字段前一〇四八三番一地从り	（メートル）	平成三・八・二七	平成三・八・二七
		同郡同町同字諏訪前一〇七〇六番一地从り	（メートル）	平成三・八・二七	平成三・八・二七

岐阜県告示第四百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林の所在場所

郡上市美並町白山字野水平一六九九

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採を禁止する。

2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十二年七月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふれあいの森自然学校

三 代 表 者 の 氏 名 中山 久仁夫

四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市那加琴が丘町一丁目一〇八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民、特に子どもとその家族に対し

て、自然環境の保全、環境意識の向上に関する事業を行い、市民の自然や環境問題全般に対する意識を向上させるため、ふれあいの森自然学校での活動を通じて、一般市民に身近な自然に接する機会を提供することにより、生活の豊かさを増進し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十二年八月十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人RSSバンクラに愛の学校を

三 代 表 者 の 氏 名 森山 政紀

四 主たる事務所の所在地 岐阜県本巣郡北方町芝原中町六丁目二一番地の一四

五 定款に記載された目的 この法人は、バンクラディッシュ政府許認可団体「RS

S (Ridoy Samaj Kallyan Son gsth) の活動に賛同し、主としてバンクラディッシュの子どもたちや青年に対して、学校の建設・維持・発展に関する事業の援助を行い、併せて、日本におけるこれらの事業に関する普及・啓蒙活動を行い、両国の友好関係樹立に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十二年八月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十二年八月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三心

三 建物の名称及び所在地

（仮称）スーパー三心東つづら店

岐阜県岐阜市東鶉三丁目六〇番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十三年四月十八日

五 店舗面積

一、六四二平方メートル

六 駐車場の収容台数

一〇二台

七 荷さばき施設の面積

一〇九・六平方メートル

大規模小売店舗舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示

する。

なお、その意見書は平成二十二年八月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）オークワ岐阜美濃加茂店

美濃加茂市下米田町今字玄正庵三三三番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年八月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

パレマルシエ西可児

可児市帷子新町二丁目二番地 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示

する。
なお、その意見書は平成二十二年八月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
パロー正家店

恵那市長島町正家字赤田三六六番一 外

- 二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十二年八月二十七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
マックスバリユ垂井ショッピングセンター
不破郡垂井町二二八九番五 外
- 二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

土地改良事業の施行同意

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、

同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
下 呂 市	古 城 地 区	平成二二・八・二〇

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第二十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により飛騨市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
飛騨市
- 二 作業種類
公共測量(一級基準点測量)
- 三 作業期間
平成二十二年六月十日から
同 年七月三十日まで
- 四 作業地域
飛騨市古川町地内

平成二十二年八月二十七日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター